

# 男女平等推進施策調整会議設置要綱

平成 13 年 7 月 23 日施行  
(平成 13 年 8 月 8 日一部改正)  
(平成 14 年 4 月 10 日一部改正)  
(平成 17 年 4 月 1 日一部改正)  
(平成 18 年 4 月 1 日一部改正)  
(平成 19 年 4 月 1 日一部改正)  
(平成 21 年 10 月 1 日一部改正)  
(平成 22 年 4 月 1 日一部改正)  
(平成 23 年 4 月 1 日一部改正)  
(平成 31 年 4 月 1 日一部改正)  
(令和 2 年 4 月 1 日一部改正)  
(令和 3 年 4 月 1 日一部改正)  
(令和 4 年 4 月 1 日一部改正)

## (設置)

第 1 条 男女平等社会の形成に関する県の施策を総合的に推進するため、男女平等推進施策調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 調整会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 男女平等社会の形成に関する基本的な方針の検討及び施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 男女平等社会の形成に関する施策の推進に関し関係部局間の調整に関すること。
- (3) その他男女平等社会の形成に関する施策の推進に関し、必要と認められること。

## (構成)

第 3 条 調整会議は、別記 1 に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 議長は、知事をもって充てる。
- 3 副議長は、副知事をもって充てる。

## (職務)

第 4 条 議長は、調整会議の事務を統括する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長が不在のときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 会議は、必要に応じて、議長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、調整会議の構成員以外の者を会議に出席させることができる。

### (専門部会)

第6条 男女平等社会の形成に関する施策の推進に必要な事項について調査検討を行うため、調整会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、調査検討すべき事項に係るのある課長をもって構成し、知事政策局男女平等・共同参画統括監が招集する。

### (幹事会)

第7条 調整会議に付議する事項の調整及び調整会議で決定した事項の履行についての確認等を行うため、調整会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別記2に掲げる職にある者（その者が2人以上あるときは、その者のうちからその者の所属する課の課長が指名する者）をもって構成する。
- 3 幹事会には、幹事会の事務を統括する座長を置き、座長は、知事政策局政策企画課男女平等・共同参画推進室長をもって充てる。
- 4 幹事会は、必要に応じて、座長が招集する。
- 5 座長は、必要があると認めるときは、幹事会の構成員以外の者を会議に出席させることができる。

### (事務局)

第8条 調整会議の事務局は、知事政策局政策企画課に置く。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成13年7月23日から施行する。（平成13年8月8日、平成14年4月10日、平成17年4月1日、平成18年4月1日、平成19年4月1日、平成21年10月1日、平成22年4月1日、平成23年4月1日、平成31年4月1日、令和2年4月1日、令和3年4月1日及び令和4年4月1日一部改正）
- 2 女性政策推進連絡会議設置要綱（平成3年6月20日実施）は、廃止する。

別記1（第3条関係）

知事  
副知事  
行財政改革監  
知事政策局長  
総務部長  
環境局長  
防災局長  
福祉保健部長  
産業労働部長  
観光文化スポーツ部長  
農林水産部長  
農地部長  
土木部長  
交通政策局長  
出納局長  
病院局長  
企業局長  
議会事務局長  
人事委員会事務局長  
監査委員事務局長  
労働委員会事務局長  
教育長  
警察本部長

別記2（第7条関係）

知事政策局政策企画課企画主幹  
知事政策局政策企画課男女平等・共同参画推進室長  
総務部財政課企画主幹  
総務部人事課長補佐  
環境局環境政策課企画主幹  
防災局防災企画課長補佐  
福祉保健部福祉保健総務課企画主幹  
産業労働部産業政策課企画主幹  
観光文化スポーツ部観光企画課企画主幹  
農林水産部農業総務課企画主幹  
農地部農地管理課企画主幹  
土木部監理課企画主幹  
交通政策局交通政策課企画主幹  
出納局管理課長補佐  
病院局総務課長補佐  
企業局総務課長補佐  
議会事務局総務課長補佐  
人事委員会事務局総務課長補佐  
監査委員事務局監査主幹  
労働委員会事務局総務課長補佐  
教育庁総務課企画主幹  
警察本部警務部警務課企画室長